

親元就農支援事業実施要領

(目的)

- 第1条 本事業は、香川県内における親元就農者の円滑な就農定着や就農研修の充実を図ることにより中核的な担い手および多様な担い手の育成を支援し、もって地域農業基盤の振興・発展に貢献することを目的とする。
- 2 事業実施主体は香川県農業協同組合（以下、「JA」という。）とし、JAグループ香川一体となって取り組むものとする。

(実施期間)

- 第2条 本事業の実施期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

(事業内容)

第3条

1 助成対象費用

事業対象者が助成対象期間中に支出する運営費用のうち、次に掲げるものを助成対象とする。

- (1) 親元就農者の雇用にかかる人件費
- (2) 親元就農者の研修費
- (3) 親元就農に関するその他の費用

2 助成総額

本事業の助成総額は1,350万円とする。ただし、親元就農者を雇用する1事業体あたり助成期間1年につき最大30万円の助成とし、1事業体最長3年間の助成とする。

3 事業対象者

事業対象者は以下の要件をすべて満たすものとし、各年度原則5事業体を上限とする。

(年度間調整可)

- (1) 個人事業主であり、認定農業者もしくは認定新規就農者であること
- (2) 県内に居住および農業経営を行い、青色申告を行っていること
- (3) 家族経営協定を締結していること
- (4) 下記の条件をすべて満たす者を雇用していること
 - a 事業主と2親等内の直系卑属であり、事業承継または独立就農を目指し、県内にて農業を続けていく強い意思のある者
 - b 事業主の事業専従者であり、年間農業従事日数が150日以上となる見込みのある者
 - c 実質経営主体でない者
 - d 初回申請における助成対象期間の期初において年齢が原則45歳未満である者

※2回目以降の申請において年齢は問わない

- e 「農業次世代人材投資事業」による投資、もしくは「青年等就農給付金」の給付を受けていない者
- f JA香川県のインターン修了生でない者

4 助成対象期間

助成金の交付については、原則として1月1日から12月31日までを1年度として計算し、毎年度、事業対象者からの申請を受けて助成金を交付する。

(助成手続き)

第4条 事業対象者は、「親元就農支援事業 申請書」(様式1-1)、「誓約書」(様式1-2)、「履歴書(親元就農者用)」(様式1-3)、「個人情報の取り扱いについて(個人情報取扱同意書)」(様式1-4)、「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」(様式1-5)(様式1-1~1-5について以下、申請書類という)を作成し、必要書類を添付のうえJAあて申請する。

2 JAは、申請書類および面接により審査を行い、結果について「親元就農支援事業 審査結果通知書」(様式3-1または様式3-2)により事業申請者あて通知する。

3 申請が承認となった事業対象者は、「親元就農支援事業 助成申請書」(様式4-1)、「親元就農支援事業 年間報告書」(様式4-2)(様式4-1、4-2について以下、助成申請書類という)を作成し、JAあて申請する。

4 JAは助成申請書類の内容を確認し、事業対象者に助成金を交付する。

(報告)

第5条 事業対象者は、助成期間終了後2年間、「親元就農支援事業 営農状況報告書(親元就農)」(様式6-1)もしくは「親元就農支援事業 営農状況報告書(独立就農)」(様式6-2)をJAあて提出する。

(助成金の返還に関する事項)

第6条 JAは事業対象者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、助成金の支払いを中止するか、または既に支払った助成金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

- (1) 申請書類等に虚偽の記載をしたとき
- (2) 不正の事実や要領等に違反する事実があることが確認されたとき
- (3) 第5条に定める所定の報告を怠ったとき

(中止)

第7条 助成期間中に事業承継等を行った場合には助成は中止とする。その他、事業主変更等の場合については、別途対応を協議することとする。

(調査)

第8条 J Aは、本事業の目的達成や本事業の充実のために必要と認めるときは、事業対象者に対して活動状況にかかる報告を求め、または活動状況の実態把握および実地調査等を行うことができる。

2 J Aは、前項の規定による調査等により、活動状況等が要領等に適合していないと認めるときは、事業対象者に対してこれに適合するための措置を指示することができる。

(個人情報の取扱い)

第9条 本事業により入手した個人情報は、J Aが個人情報保護に関する法令を遵守し、適切に管理する。

2 当該個人情報は、本事業における運営のほか事業対象者等に対するJ Aのサービスの提供のために利用する。

(事務取扱)

第10条 本要領に基づく具体的な事務取扱いについては、別に定める事務取扱要領等による。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第11条 J Aは、助成金の交付を受けようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当する場合は、助成金の交付を行わない。また、助成金受給者を暴力団等反社会的勢力に該当すると判断した場合は、助成金の交付を中止する。

(その他)

第12条 J Aは、本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項について別に定めることができる。

(改廃)

第13条 この要領の改廃については副理事長が行う。

以 上

附 則

1. この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から実施し、平成 29 年 4 月 1 日から遡及適用する。
2. この要領の改正は、平成 30 年 4 月 23 日より施行し、平成 30 年 4 月 2 日から遡及適用する。